

2023年12月19日号

BCP未策定の事業所は介護報酬減算に!?

---

1分でわかる!

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

---

桑原事務所の西村です。

介護サービス事業所のみなさま、義務化まで残り4ヶ月！BCPは整備されていますか？

これまでBCP策定は義務化されると謳われていたものの、明確な罰則などは示されていませんでした。

ところが、先日の社会保障審議会・介護給付費分科会の2024年度介護報酬改定に向けた検討の中で、多くの方が恐れていた内容が検討されました。それがコチラ！！

**「感染症と自然災害のいずれか、または両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する」**

検討会の中で反対意見はなく、2024年度の制度改定になる見通しとのことでした。

2026年度末までの概ね3年間に限り、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」の整備と「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は減算適用を免除すること。また訪問系サービスや居宅介護支援、福祉用具貸与などは、少なくとも2026年度末まで対象から外すことも検討されています。

一定期間の猶予はあるものの、BCPの未策定事業所は2024年4月以降、運営基準違反として指導対象となることは変わりません。

介護事業所の命綱である基本報酬の減算まで検討するとは、厚生労働省の本気が垣間見えます。

備えあれば憂いなし！BCP策定をしっかりと行っておくことが、事業所の心配事を減らし、安心感を得ることに繋がります。

でも何からすれば良いか分からない。そんな時は弊社までご相談いただければ幸いです。

リスクに対するBCPマニュアルを作成するお手伝いをいたしますので、お気軽にお問合せください。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

---

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0064 山口県防府市高井 1143-1

TEL:[0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: [info@kuwasr.net](mailto:info@kuwasr.net)

---